○農林水産省告示第千七百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十一月十日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　佐賀県鹿島市大字音成字瀬戸丁一二の一、丁一二の四、丁一二の五、丁二〇の四、丁二二の三

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（次のとおり）は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び鹿島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十一月十日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　京都府船井郡京丹波町仏主陽山一の四、四の一、五の二、七の三、九の二、一〇の二、一一の二、一二の二、一二の五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（次のとおり）は、省略し、その関係書類を京都府庁及び京丹波町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十一月十日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　佐賀県嬉野市塩田町大字馬場下字板ノ平乙二八三の八、乙二八三の一五、乙二八四の一一、乙二八四の一二、乙二八五の一から乙二八五の五まで、乙二八五の七、乙二八五の八、乙二八五の一〇から乙二八五の一二まで、乙二八六の一、乙二八六の二、乙二八六の六、乙二八六の八、乙二八七、乙二八八の一、乙二八八の二、乙二九〇の一から乙二九〇の三まで、乙二九一、乙二九二の一、乙二九二の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字板ノ平乙二八四の一一・乙二八四の一二・乙二八五の一・乙二八五の三・乙二八五の四・乙二八六の二（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び嬉野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十一月十日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　佐賀県唐津市浦字白畑六〇二六の一、六〇四九の四、六〇五〇の三、六〇五一の三、六〇五二の三、六〇六二の一、六〇六三、六〇六四の一、六〇六五の一、六〇七〇の五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字白畑六〇二六の一・六〇四九の四・六〇六二の一・六〇六四の一・六〇六五の一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十一月十日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　佐賀県鳥栖市神辺町字堂ノ本一〇一三の一〇・一〇六三の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び鳥栖市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十一月十日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　京都府福知山市大江町南有路小字横瀬一七六一、小字小持一七六五の二、一七六六から一七六八まで、一七六九の一、小字枯木八三七四の一九（次の図に示す部分に限る。）、八三七四の四から八三七四の六まで、八三七四の一五、八三七四の三〇、八三七四の四七、八三七四の五〇、八三七四の五三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

小字横瀬一七六一・小字小持一七六五の二・一七六六から一七六八まで・小字枯木八三七四の一九（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び福知山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十一月十日

農林水産大臣　武部　新